

電気通信大学量子未来創生デバイス開発センター規程

制定 令和6年5月15日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）に設置する量子未来創生デバイス開発センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第2条 センターは、各量子分野の研究を融合・連携させ、量子技術に関する基礎研究や量子デバイス開発に関する研究を社会実装に結びつけるとともに、量子技術分野における教育・研究を活性化し、これらの分野を担う研究者、技術者などの人材育成を図ることを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センターに、教授、准教授又は助教（以下「センター専任教員」という。）を置くことができる。
- 3 センターに、本学の教授、准教授又は助教のうちから、センター専任教員と同等の研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。
- 4 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- 5 センターに、前各項に掲げる者のほか、研究員等その他の必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センター長は、本学の教授のうちから、学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうちからセンター長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(専任教員等)

第6条 センター専任教員及び兼務教員の配置については、別に定めるところによる。

(部門)

第7条 センターに、基本戦略を実現するための活動を全学的に推進するため次の各号に

掲げる組織（以下「各部門」という。）を置く。

- (1) 量子デバイス部門
- (2) 量子材料物性部門
- (3) 量子情報通信部門

- 2 量子デバイス部門は、量子状態を制御し、機能化するデバイスの研究開発を促進するとともに社会実装に向けた取り組みを推進するものとする。
- 3 量子材料物性部門は、物質のナノ構造化による量子機能の探索およびその機能性材料の研究開発を促進し、社会実装に向けた取り組みを推進するものとする。
- 4 量子情報通信部門は、量子状態の情報処理および量子情報の通信技術の研究開発を促進し、社会実装に向けた取り組みを推進するものとする。

（部門の構成）

第8条 前条に掲げる各部門に、それぞれ次に掲げる者を置き、当該各部門を構成する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 部門員

- 2 部門長及び副部門長は、センター長が指名する者をもって充てる。
- 3 部門長は、各部門の業務を総括する。
- 4 副部門長は、部門長を補佐し、部門長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- 5 部門長及び副部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 部門員は、センター長が必要と認めた者をもって充てる。

（運営会議）

第9条 次の各号に掲げる事項を審議するため、センターに、運営会議を置く。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関すること。
- (2) センターにおける教育及び研究計画の基本方針に関すること。
- (3) センターの構成員に関すること。
- (4) 各部門の活動及び相互連携に関すること。
- (5) その他センターの円滑な運営を図るための重要事項に関すること。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名する理事又は職員
- (3) その他運営会議が必要と認めた者

- 3 センター専任教員、部門長又は副センター長が置かれているときは、それぞれ運営会議の構成員に加えるものとする。
- 4 第2項第2号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第2項第3号に掲げる者の任期は、運営会議がその都度定める。
- 6 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 7 議長は、審議事項を定めて、会議を招集するものとする。
- 8 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

- 9 運営会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 10 運営会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 11 前各項のほか、運営会議の議事に関し必要な事項は、運営会議が定める。
(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月20日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行後、最初に任命される第9条第2項第2号に掲げる運営会議の構成員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。